

【別紙 1】

御船町観光デジタル化事業

プロポーザル実施要領

令和 5 年 9 月

御船町

御船町観光デジタル化事業に係るプロポーザル実施要領

1 要領の目的

本要領は、「御船町観光デジタル化事業」についての受託事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の目的

本町の貴重な観光地や史跡、震災遺構などの本町の魅力となり得る地域資源（以下「観光資源」という。）をデジタル化することにより、その知識等を次世代へ継承するとともに、観光マップと連動させ観光しやすい環境を整備することで、観光客のさらなる増加を図ることを目的とする。

3 業務概要

- (1) 件名 御船町観光デジタル化事業
- (2) 履行期限 令和6年3月15日
- (3) 履行場所 熊本県上益城郡御船町 内
- (4) 事業内容

「御船町観光デジタル化事業要求水準書（以下「事業要求水準書」という。）」（別紙2）のとおり。

- (5) 応募価格要件 上限額 14,449,000 円（消費税含む）

※上記上限額は、予定価格でない。

※上記上限額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする。

※応募事業者は、上限額を超えない範囲で見積りを提出すること。

4 プロポーザルの日程

- (1) 公募開始 令和5年9月20日（水）
- (2) 参加申込書提出期限 令和5年10月10日（火）
- (3) 提案書提出締切日 令和5年10月20日（金）
- (4) 第一次審査結果通知 令和5年10月25日（水）【予定】
- (5) 二次審査（ヒアリング） 令和5年11月2日（木）【予定】
- (6) 第二次審査結果通知 令和5年11月8日（水）【予定】

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること

と。

- (2) 御船町の工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に規定する指名停止措置を受けていないこと。または、入札参加資格取り消しなどを受けている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の本業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税が未納でないこと。

6 選定方法

- (1) 実施方式 公募型プロポーザル
- (2) 審査方法 別紙「御船町観光デジタル化事業落札者決定基準」による。

7 手続等

- (1) 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」(様式第1号)及び下記関係書類を以下のとおり提出すること。

ア 同種業務実績

過去5年以内の同種業務実績(任意様式5件以内)を提出すること。5件以上の実績がある場合は、契約金額の大きいものから順に記載すること。なお、業務が完了していない契約については、記載しないこと。

記載内容は、事業件名、履行期間、履行概要、契約金額及び発注者とする。

- (ア) 応募期間 令和5年10月10日(火)午後3時まで

※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

- (イ) 応募方法 窓口受付(郵送・メール・FAXは不可)

- (ウ) 受付場所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1
御船町役場2階 商工観光課 商工観光係

- (2) 参加資格の可否及び喪失

事業担当課長は、参加申込書を提出した者について、提案資格を満たしているかを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書を通知する。通知を受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ア 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正

な行為をしたとき。

イ 事業の契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

(3) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」(様式第2号)に必要な事項を記載の上、12項「連絡先」へ持参または電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

(4) 提案書の提出期限等

参加申込書の提出を行った後、以下の内容に従って提案書等を提出すること。

ア 提案書提出締切り 令和5年10月20日(金)午後3時まで

※ただし、提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※提出した書類は、期限内は差替えが可能とする。

※期限内に提案書の提出が無かった場合、辞退したものとみなす。

イ 提出方法 窓口受付(郵送・メール・FAXは不可)

ウ 提出部数 正：1部(表紙及び各見積りに社印が押印されたもの)

副：8部(正の写し)

データ：1部(提案書1式をPDFにし、CDで提出する)

エ 受付場所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1

御船町役場2階 商工観光課 商工観光係

8 提案書の作成

次に求める資料をA4版で作成し、紙ファイル(A4版)に以下の順に綴じて提出すること。図等はA3版でも可とするが、A4版に折込むこと。

(1) 本実施要領7項の資料

(2) 技術提案

ア デジタル観光マップについての提案

応募業者が計画するデジタル観光マップの概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

イ 観光資源の音声ガイドについての提案

応募業者が計画する観光資源音声ガイドの概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

ウ 観光資源の動画ガイドについての提案

応募業者が計画する観光資源動画ガイドの概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

エ 観光資源の回遊策についての提案

応募業者が計画する観光資源の回遊策の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

オ 観光マップ等の周知策についての提案

応募業者が計画する観光マップ等周知策の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

カ データ解析及び情報の追加更新についての提案

応募業者が計画するデータ解析及び情報の追加更新の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

キ ランニングコストについての提案

応募業者が計画するランニングコスト(令和6年度から令和16年度)の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町観光デジタル化事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

(3) 御船町観光デジタル化事業仕様書案

応募事業者が計画する御船町観光デジタル化事業に関する仕様書を示すこと。

必要に応じて図等も用いて示すこと。(様式自由)

(4) 事業工程表案

応募事業者が計画する事業工程表を提出し、事業期間を示すこと。(様式自由)

(5) 国税等の納税証明書

ア 国税に未納がないことを証明する書類

イ 都道府県税に未納がないことを証明する書類

ウ 市区町村税に未納がないことを証明する書類

※各種証明書については、直近3か月以内に取得した原本に限る。

(6) 事業費等見積の提出

ア 共通事項

3項(5)「応募価格要件」に示した範囲で作成すること。

イ 事業費用

要求水準等がない応募業者が提案した内容など、前項「技術提案」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目(品目)を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含むものとする。

(7) 会社概要

応募業者の会社概要等を提出すること。なお、ISOやIECなどの取得状況、自治体との連携や協定状況及びコンクールなどの受賞状況など、取得しているものがあれば特筆すること。

9 採用案決定後の業務

町は、選定委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

結果については、全参加者へ通知を行う。

10 参加者の費用負担

参加申込、技術提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

11 その他

(1) 提案の著作権は、各応募業者に帰属する。ただし、町が必要とするときは、応募業者と協議の上、無償で使用するものとする。

(2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは、不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。町の保存期限経過後に破棄する。

(4) 応募業者の採点順位は、公表することができるものとする。

(5) 提出された書類に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に不足または、虚偽の内容があった場合。

イ 記載すべき事項の全部または、一部が記載されていないもの。

ウ 見積金額が上限額を超えているもの。

- (6) 参加を表明した者が1社であっても、審査を行い評価の点数が基準点を
超えた場合は、有効とする。

12 連絡先

〒861-3296

熊本県上益城郡御船町大字御船995-1

御船町役場 商工観光課 商工観光係 渡邊

電話 096 - 282 - 1226

F A X 096 - 282 - 2803

M a i l ywatanabe@town.mifune.lg.jp